

# 取扱説明書

## 《特記事項》

### ■1 番区画の特記事項

契約締結時:鍵交換料 5,500 円(内消費税 500 円 10%)

#### (ガレージ内の立入り)

甲は、ガレージの管理上必要のあるときは、又は公的機関(警察・税務署・その他)より書類にて依頼があった場合、乙の承諾なくガレージ内に立入ることができるものとする。

#### (禁止事項)

乙は、次の事項に掲げる行為をしてはならない。

- ①ガレージ内に現金・有価証券・貴金属等の高価品・重要書類等を持ち込むこと
- ②施設・ガレージ内に危険物・発火引火しやすい物・爆発のおそれがある物を持ち込むこと
- ③施設・ガレージ内に薬品・不潔な物・悪臭を発する物・腐敗変形するおそれのある物を持ち込むこと
- ④施設・ガレージ内に公序良俗に反するような物を持ち込むこと
- ⑤施設・ガレージ内での喫煙等、火気を使用すること
- ⑥施設・ガレージに工作を加えること
- ⑦施設・ガレージでの居住・その他の動物の飼育等、物品の収納以外の目的で使用する
- ⑧施設・ガレージを契約者以外に使用させること
- ⑨施設内にごみ等他の利用者の迷惑になる物を持ち込むこと
- ⑩近隣住民及び他の利用者に迷惑、又は交通の妨げになる行為
- ⑪施設内に物品の出し入れ以外の理由でとどまること
- ⑫ガレージ内で車両の分解・整備等を行うこと
- ⑬ガレージ内に車両以外の動産類を保管すること

#### (特約事項)

1. 乙は、このガレージ鍵を預かり責任をもって保管し、他人に貸与してはならない。又、契約終了時には7日以内に全て返却するものとし、返却されない場合は紛失扱いとする。
2. 万一紛失・破損した場合はガレージ鍵金5,500円也(内消費税10% 500円)を支払うものとする。
3. 甲は、本契約締結時点において、インボイス発行事業者の登録を行っていないため、本契約賃料について適格請求書の発行がされないことを乙は予め承知の上、本駐車契約を締結した。

4. 「鍵交換料」及び「保管場所使用承諾証明書発行手数料」については管理会社阪神グリーンサービス株式会社(インボイス発行事業者)への支払とする。本駐車契約書及び通帳の記録をもって適格請求書(インボイス)とする。
5. ガレージ在庫車両規格が、全長 4,900 mm未満×全幅 1,850 mm未満×全高 1,850 mm未満であることを乙は確認、了承のうえ、本契約を締結した。
6. ガレージ前面道路には、歩道切りがないこと及び電柱が近接していることを現地において確認・了承のうえ、乙は本契約を締結した。

## ■2 番区画の特記事項

契約締結時:鍵交換料 5,500 円(内消費税 500 円 10%)

(ガレージ内の立入り)

甲は、ガレージの管理上必要のあるときは、又は公的機関(警察・税務署・その他)より書類にて依頼があった場合、乙の承諾なくガレージ内に立入ることができるものとする。

(禁止事項)

乙は、次の事項に掲げる行為をしてはならない。

- ①ガレージ内に現金・有価証券・貴金属等の高価品・重要書類等を持ち込むこと
- ②施設・ガレージ内に危険物・発火引火しやすい物・爆発のおそれがある物を持ち込むこと
- ③施設・ガレージ内に薬品・不潔な物・悪臭を発する物・腐敗変形するおそれのある物を持ち込むこと
- ④施設・ガレージ内に公序良俗に反するような物を持ち込むこと
- ⑤施設・ガレージ内での喫煙等、火気を使用すること
- ⑥施設・ガレージに工作を加えること
- ⑦施設・ガレージでの居住・その他の動物の飼育等、物品の収納以外の目的で使用する
- ⑧施設・ガレージを契約者以外に使用させること
- ⑨施設内にごみ等他の利用者の迷惑になる物を持ち込むこと
- ⑩近隣住民及び他の利用者に迷惑、又は交通の妨げになる行為
- ⑪施設内に物品の出し入れ以外の理由でとどまること
- ⑫ガレージ内で車両の分解・整備等を行うこと
- ⑬ガレージ内に車両以外の動産類を保管すること

(特約事項)

1. 乙は、このガレージ鍵を預かり責任をもって保管し、他人に貸与してはならない。又、契約終了時には7日以内に全て返却するものとし、返却されない場合は紛失扱いとする。
2. 万一紛失・破損した場合はガレージ鍵金5,500円也(内消費税10% 500円)を支払うものとする。
3. 甲は、本契約締結時点において、インボイス発行事業者の登録を行っていないため、本契約賃料について適格請求書の発行がされないことを乙は予め承知の上、本駐車契約を締結した。
4. 「鍵交換料」及び「保管場所使用承諾証明書発行手数料」については管理会社阪神グリーンサービス株式会社(インボイス発行事業者)への支払とする。本駐車契約書及び通帳の記録をもって適格請求書(インボイス)とする。
5. ガレージ入庫車両規格が、全長 4,900 mm未満×全幅 1,850 mm未満×全高 1,850 mm未満であることを乙は確認、了承のうえ、本契約を締結した。
6. ガレージ内に雨樋があり、ガレージ内を雨水が流れることを現地において確認、了承のうえ、乙は本契約を締結した。

#### 《注意事項》

##### 初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

#### 《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

